

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

七条の六第一項の規定により、監視区域を次のとおり指定する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

一 区域 小笠原村の区域のうち都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第一項の規定により都市計画区域に指定されている区域

二 期間 令和七年一月五日から令和十二年一月四日まで

告示

目次

○東京都告示第千二百八十一号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第三項の規定により告示する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

- 国土利用計画法による監視区域の指定………（都市整備局都市づくり政策部都市計画課）………一
- 都営住宅の廃止………（住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課）………一
- 都営住宅の使用料の変更………（同）………二
- 都営住宅の名称、位置、使用料等………（同）………五
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更………（同）………五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更………（同）………六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数………（同）………六
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）………（建設局道路管理部監察指導課）………六
- 土砂災害警戒区域等の指定（四件）………（同）………三
- 土砂災害警戒区域等の指定（四件）………（同）………二
- 土砂災害警戒区域の指定………（同）………一

告示

●東京都告示第千二百八十一号
国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
辰巳一丁目アパート (18号棟)	江東区辰巳一丁目三番	中層耐火 三三・四平方メートル	四〇戸
新河岸二丁目アパート (5号棟)	板橋区新河岸二丁目十番	同右	同右
新河岸二丁目アパート (6、7号棟)	足立区南花畠四丁目十一番	同右	四五戸
花畠第三アパート (7、8号棟)	同右	三六・四平方メートル	同右
	同右	三五・七平方メートル	九〇戸

◎東京都告示第千二百八十二号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和七年一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート（7号棟）	中央区勝どき5-8		33.6	1	28,200	55,100
一般都営	高層耐火	明石町第2アパート（10号棟）	中央区明石町13		50.9	1	46,200	82,500
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート（1号棟）	港区芝5-18		34.3	1	33,100	86,700
一般都営	高層耐火	港南四丁目アパート（4号棟）	港区港南4-5		42.2	2	39,600	110,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（30号棟）	新宿区戸山2-30		40.1	1	33,800	89,200
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート（28号棟）	新宿区戸山2-28		43.3	1	37,100	81,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート（1号棟）	新宿区西早稲田1-9		34.4	1	29,200	52,900
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート（1.5号棟）	文京区本郷1-35		37.3	3	33,200	70,600
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート（3号棟）	台東区清川2-22		34.3	1	25,300	36,800
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート（4号棟）	墨田区堤通2-4		59.7	1	43,900	70,200
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート（2号棟）	江東区大島4-21		51.2	1	42,300	80,300
一般都営	中層耐火	大島五丁目第2アパート（14号棟）	江東区大島5-17		55.9	1	47,200	73,700
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート（8号棟）	江東区亀戸7-57		34.3	2	27,700	51,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（29号棟）	江東区辰巳1-8		33.4	1	26,100	52,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（30号棟）	江東区辰巳1-8		36.6	1	28,600	54,300
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート（53号棟）	江東区辰巳1-9		33.4	1	26,100	52,600
一般都営	中層耐火	東雲一丁目アパート（5号棟）	江東区東雲1-8		33.4	1	26,700	47,500
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート（2号棟）	江東区南砂4-4		34.3	1	27,800	50,700
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート（1号棟）	江東区北砂1-3		39.5	1	31,600	57,000
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート（4号棟）	江東区東雲2-4		51.2	1	42,500	89,000
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート（2号棟）	品川区北品川1-7		34.4	1	30,100	80,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート（6号棟）	品川区東品川3-32		34.3	1	29,400	49,000
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート（49号棟）	品川区八潮5-10		59.5	1	52,400	106,100
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート（2号棟）	大田区羽田5-12		32.6	1	25,100	40,200
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート（15号棟）	大田区矢口2-21		32.9	1	26,000	38,700
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート（5号棟）	大田区西糀谷2-26		39.0	1	31,800	56,700
一般都営	中層耐火	萩中一丁目アパート（12号棟）	大田区萩中1-3		39.0	1	31,100	62,600
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート（18号棟）	大田区萩中3-27		42.2	1	34,100	65,200
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート（14号棟）	大田区東糀谷5-17		51.2	1	42,300	70,600
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート（19号棟）	大田区多摩川2-24		48.1	1	40,200	77,700
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート（10号棟）	大田区大森西1-11		59.6	1	50,300	75,700
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート（3号棟）	世田谷区新町2-23		55.9	1	47,100	106,900
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（1号棟）	渋谷区広尾5-7		37.9	2	35,700	103,600

種類	構造	造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える158,000円以下の者に適用される使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、月額/戸)
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート（2-3号棟）	渋谷区広尾5-7		34.3	1	32,300	100,600
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート（1号棟）	中野区丸山2-24		40.2	1	29,100	60,000
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート（2号棟）	中野区南台5-7		51.0	1	38,700	92,000
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13		34.3	1	27,500	40,600
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート（2号棟）	北区浮間2-26		51.0	1	41,300	83,500
一般都営	中層耐火	西ヶ原一丁目アパート	北区西ヶ原1-19		36.4	1	28,500	40,500
一般都営	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（10号棟）	北区赤羽西5-7		40.6	1	31,900	51,600
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート（21号棟）	荒川区東日暮里1-17		34.3	1	24,500	45,100
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート（21号棟）	荒川区西尾久8-10		51.2	1	38,400	83,700
一般都営	中層耐火	蓮根三丁目第2アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-6		55.9	1	43,500	82,700
一般都営	中層耐火	坂下一丁目第2アパート（1号棟）	板橋区坂下1-15		42.3	1	31,700	62,600
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-15		51.2	1	38,800	72,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目第2アパート（5号棟）	練馬区春日町5-30		42.3	1	33,000	72,500
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート（2号棟）	練馬区春日町5-29		51.2	1	40,000	81,900
一般都営	中層耐火	練馬春日町三丁目アパート（1号棟）	練馬区春日町3-27		55.9	1	43,800	95,600
一般都営	中層耐火	南田中アパート（27号棟）	練馬区南田中5-25		32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（28号棟）	練馬区南田中5-25		32.6	1	23,600	48,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（34号棟）	練馬区石神井町1-1		36.4	1	26,800	56,700
一般都営	中層耐火	南田中アパート（50号棟）	練馬区石神井町1-1		58.0	1	45,400	91,300
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート（5号棟）	足立区西竹の塚1-10		55.9	1	41,200	81,300
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート（3号棟）	足立区島根2-29		36.4	1	24,900	45,300
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート（3号棟）	足立区保木間5-32		59.6	1	42,600	77,700
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート（4号棟）	足立区中央本町5-18		55.9	1	40,700	79,200
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間3-6		34.3	1	23,600	39,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（8号棟）	足立区西保木間3-11		36.4	1	24,800	44,000
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート（2号棟）	足立区六月2-25		48.1	1	34,500	63,000
一般都営	中層耐火	西保木間一丁目第2アパート（3号棟）	足立区西保木間1-3		48.1	1	35,100	67,200
一般都営	高層耐火	梅田三丁目アパート（23号棟）	足立区梅田3-2		59.6	1	42,800	79,100
一般都営	中層耐火	扇一丁目第2アパート（2号棟）	足立区扇1-41		61.5	1	45,900	93,300
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート（17号棟）	足立区弘道2-13		51.0	2	37,800	78,500
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート（3号棟）	足立区弘道2-11		71.2	1	53,000	110,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（6号棟）	足立区南花畑5-15		33.4	1	22,200	37,100
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（8号棟）	足立区南花畑5-15		37.3	1	24,800	44,100

種類構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用される使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、月額/戸)
一般都営 中層耐火	保木間第5アパート(17号棟)	足立区南花畠5-15	37.3	2	24,800	44,100
一般都営 中層耐火	保木間第4アパート(8号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,400	38,700
一般都営 高層耐火	谷在家アパート(12号棟)	足立区谷在家3-22	37.9	1	25,600	42,700
一般都営 中層耐火	伊興町アパート(3号棟)	足立区伊興1-7	33.4	1	23,000	44,500
一般都営 高層耐火	千住元町アパート(3号棟)	足立区千住元町34	33.6	2	23,300	33,300
一般都営 高層耐火	千住元町アパート(4号棟)	足立区千住元町34	33.6	1	22,900	33,300
一般都営 中層耐火	辰沼町アパート(10号棟)	足立区辰沼1-2	41.7	1	29,000	46,300
一般都営 中層耐火	花畠第3アパート(11号棟)	足立区南花畠4-11	35.7	1	24,300	44,100
一般都営 中層耐火	花畠第3アパート(13号棟)	足立区南花畠4-11	35.7	1	24,300	44,100
一般都営 中層耐火	鹿浜五丁目アパート(4号棟)	足立区鹿浜5-24	33.4	1	22,400	37,500
一般都営 高層耐火	鹿浜五丁目アパート(12号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営 高層耐火	鹿浜五丁目アパート(14号棟)	足立区鹿浜5-24	41.0	1	28,100	46,900
一般都営 中層耐火	花畠第4アパート(20号棟)	足立区花畠8-5	38.3	1	25,700	40,300
一般都営 中層耐火	花畠第4アパート(21号棟)	足立区花畠8-5	38.3	1	25,700	40,300
一般都営 中層耐火	舎人町アパート(9号棟)	足立区舎人6-10	42.3	1	29,500	43,900
一般都営 中層耐火	舎人町アパート(15号棟)	足立区舎人6-9	51.0	1	35,600	52,900
一般都営 中層耐火	花畠第6アパート(1号棟)	足立区花畠2-16	51.0	1	35,400	51,400
一般都営 中層耐火	中川二丁目アパート(2号棟)	足立区中川2-24	51.0	1	36,700	70,000
一般都営 中層耐火	東和四丁目第2アパート(7号棟)	足立区東和4-16	55.9	1	40,800	77,200
一般都営 高層耐火	足立加賀二丁目アパート(6号棟)	足立区加賀2-31	55.9	1	39,700	71,700
一般都営 中層耐火	青戸四丁目アパート(3号棟)	葛飾区青戸4-20	59.6	1	45,100	95,100
一般都営 高層耐火	平井一丁目アパート(5号棟)	江戸川区平井3-4	37.9	1	27,800	52,100
一般都営 中層耐火	平井一丁目アパート(7号棟)	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,500	42,900
一般都営 中層耐火	立川錦町四丁目アパート(22号棟)	立川市錦町4-8	55.9	1	34,600	84,600
一般都営 中層耐火	立川錦町六丁目アパート(3号棟)	立川市錦町6-6	55.9	1	33,200	74,300
一般都営 中層耐火	三鷹深大寺アパート(1号棟)	三鷹市深大寺1-13	55.9	1	40,500	81,600
一般都営 中層耐火	牟礼四丁目アパート(15号棟)	三鷹市牟礼4-1	51.0	1	37,200	84,500
一般都営 中層耐火	上連雀七丁目アパート(2号棟)	三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,400	59,600
一般都営 中層耐火	府中本町四丁目アパート(1号棟)	府中市本町4-5	56.8	1	32,700	79,200
一般都営 中層耐火	府中栄町一丁目アパート(2号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	76,800
一般都営 中層耐火	府中栄町一丁目アパート(3号棟)	府中市栄町1-20	55.9	1	32,500	76,800
一般都営 高層耐火	調布くすのきアパート(2号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,600	68,100
一般都営 高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,300	78,100

種類構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超える 158,000円以下の者に適用される使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、月額/戸)
一般都営 高層耐火	調布くすのきアパート(8号棟)	調布市国領町8-1	51.2	2	30,300	78,100
一般都営 中層耐火	町田中町四丁目アパート(4号棟)	町田市中町4-7	59.6	1	35,800	86,000
一般都営 中層耐火	町田中里橋アパート(3号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	18,800	38,400
一般都営 中層耐火	成瀬アパート(7号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,200	60,900
一般都営 中層耐火	日野新井アパート(1号棟)	日野市新井3-1	35.7	1	15,900	33,500
一般都営 中層耐火	日野三沢アパート(1号棟)	日野市三沢1130-2	38.3	1	18,200	39,100
一般都営 中層耐火	日野三沢アパート(4号棟)	日野市三沢1130-2	41.7	1	19,800	42,600
一般都営 中層耐火	東村山富士見町アパート(3号棟)	東村山市富士見町2-9	42.3	1	22,900	46,500
一般都営 中層耐火	東村山富士見町第2アパート(1号棟)	東村山市富士見町1-7	55.9	1	31,500	64,800
一般都営 中層耐火	国分寺南町三丁目アパート(20号棟)	国分寺南町3-9	51.0	1	32,500	88,200
一般都営 中層耐火	国立北三丁目アパート(14号棟)	国立市北3-22	48.1	1	27,300	61,700
一般都営 中層耐火	西原町四丁目アパート(1号棟)	西東京市西原町4-10	60.2	1	36,700	82,000
一般都営 中層耐火	田無緑町三丁目アパート(2号棟)	西東京市緑町3-8	61.3	1	38,200	86,900
一般都営 中層耐火	狛江アパート(22号棟)	狛江市和泉町4-7	37.0	1	18,000	45,800
一般都営 中層耐火	狛江アパート(26号棟)	狛江市和泉町4-7	32.6	1	15,800	42,300
一般都営 中層耐火	狛江アパート(37号棟)	狛江市和泉町4-7	33.4	1	16,500	45,800
一般都営 中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	54,700
一般都営 中層耐火	八幡町第1アパート(7号棟)	東久留米市八幡町2-11	41.7	1	22,000	40,500
一般都営 中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-2号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	35,200
一般都営 中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-7-1号棟)	多摩市和田3-7	37.7	1	17,700	35,200
一般都営 高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-1号棟)	多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,500	36,900
一般都営 中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-4号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,100	35,700
一般都営 中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,100	35,700
一般都営 中層耐火	瑞穂アパート(34号棟)	瑞穂町むさし野1-5	36.4	1	16,000	32,400

○東京都告示第千二百八十三号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号） 第

三条第一項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

第三条第三項の規定により告示する
令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数	家賃(月額一戸に つき)
坂下二丁目第3アパート (1号棟)	板橋区坂下二丁目二十番	中層耐火	三四・六平方メートル	七八、八〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	九一、一〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	一〇八、〇〇〇円
同右	同右	同右	五七・三平方メートル	一二九、三〇〇円
竹の塚七丁目アパート (7号棟)	足立区竹の塚七丁目十四番	高層耐火	三四・六平方メートル	七二、九〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三五、一〇〇円
同右	同右	同右	四七・八平方メートル	四一、六〇〇円
同右	同右	同右	五七・五平方メートル	四九、九〇〇円
竹の塚七丁目アパート (8号棟)	同右	同右	三四・六平方メートル	三〇、一〇〇円
同右	同右	同右	四〇・四平方メートル	三二、八〇〇円
同右	同右	同右	四六、七〇〇円	八五、一〇〇円
同右	同右	同右	二八、一〇〇円	三八、八〇〇円
同右	同右	同右	二八、一〇〇円	一二一、一〇〇円
同右	同右	同右	二八、一〇〇円	七二、八〇〇円
同右	同右	同右	六戸	一一〇、八〇〇円
同右	同右	同右	六戸	八五、〇〇〇円
同右	同右	同右	六戸	三八、八〇〇円

◎東京都告示第千二百八十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号） 第一章

東京都知事 小池百合子

いて準用する第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、令和七年一月一日から実施するので、第三条第三項の規定により告示する。

種類	構造	名	称	位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料 (円、月額/戸)
改良	中層耐火	西大久保アパート(3号棟)	新宿区大久保3-13			34.8	2	27,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10			63.4	1	45,700
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(6号棟)	江東区東砂7-13			32.6	1	25,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(9号棟)	江東区東砂7-13			32.6	1	25,200
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート(10号棟)	江東区東砂7-13			32.6	1	25,200
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート(10号棟)	江東区南砂5-24			33.4	1	26,000
改良	中層耐火	西糀谷二丁目アパート(1号棟)	大田区西糀谷2-23			36.4	1	29,000
改良	中層耐火	萩中一丁目アパート(11号棟)	大田区萩中1-3			36.4	1	29,000
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート(42-9号棟)	渋谷区笹塚2-42			36.2	1	30,600
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(15号棟)	墨田区堤通2-8			60.8	1	44,300
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1			59.8	1	47,200
再開発	高層耐火	小松川アパート(1号棟)	江戸川区小松川2-1			59.8	1	47,200

●東京都告示第千二百八十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更するので、第九十三条において準用する第三条第三項の規定により告示する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

名	東京都知事
称	小池百合子
位	坂下二丁目第3アパー
置	板橋区坂下二丁目二
区画数	一三三区画
ト駐車場	十番
仙川アパート駐車場	二十五番ほか
調布市緑ヶ丘二丁目	九区画

●東京都告示第千二百八十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

令和六年十二月二十七日

名	東京都知事
称	小池百合子
位	竹の塚七丁目アパー
置	足立区竹の塚七丁目
区画数	二二区画
駐車場	十四番

●東京都告示第千二百八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

一路線名

都道大島循環線

二 指定する区間

大島町野増字間伏ナホヲ五百八十六番
一地先から同町差木地字下フギ三十九番
一地内まで

三 指定の概要

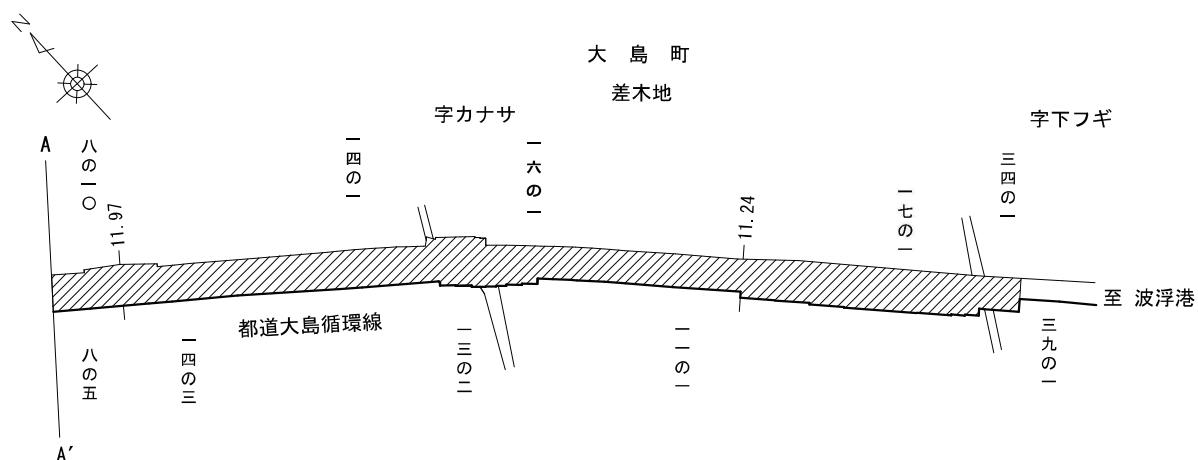
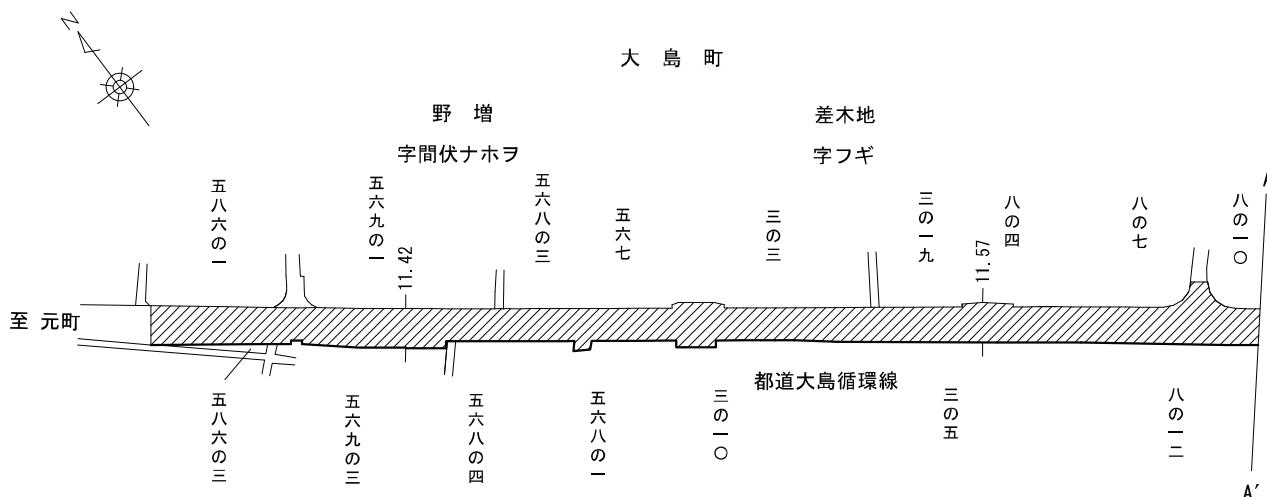
別図表示のとおり

別

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

大島町野増々差木地

（電線共同溝予定名称）延長五九二・一〇メートル
大島循環・七号町指定区间道



● 東京都告示第千二百八十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

備すべき道路を次のように指定する。
令和六年十二月二十七日

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道御藏島環状線

御藏島村地内

(電線共同溝予定名称 御藏島環状・二号)

延長 一、〇〇〇・〇〇メートル

指定区間

村

都

道

(電線共同溝予定名称 御藏島環状・二号)

延長 一、〇〇〇・〇〇メートル

指定区間

村

都

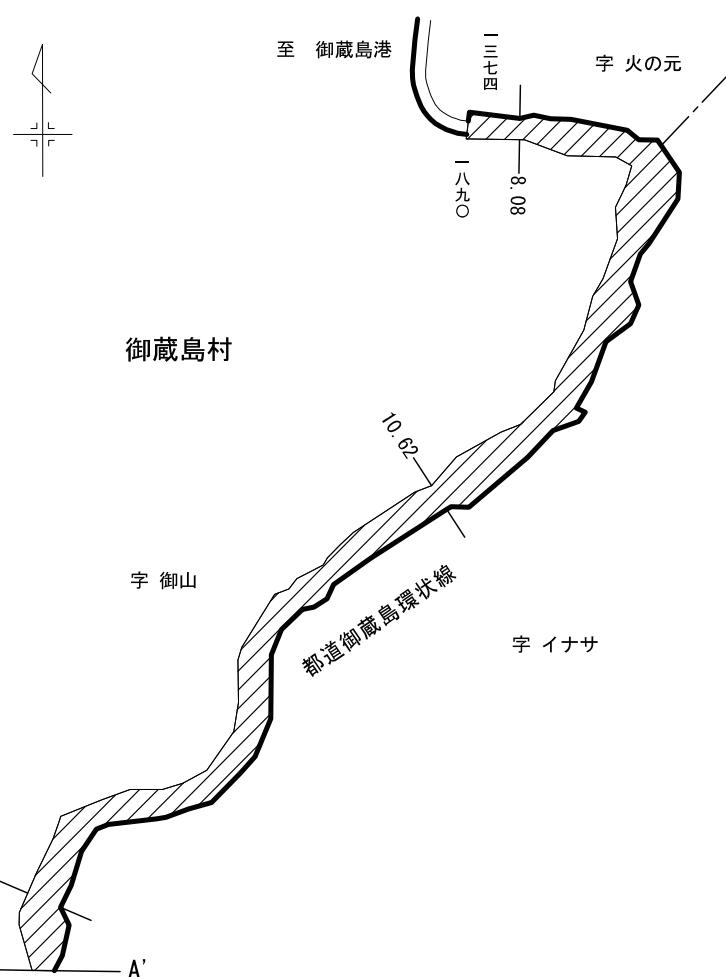
道

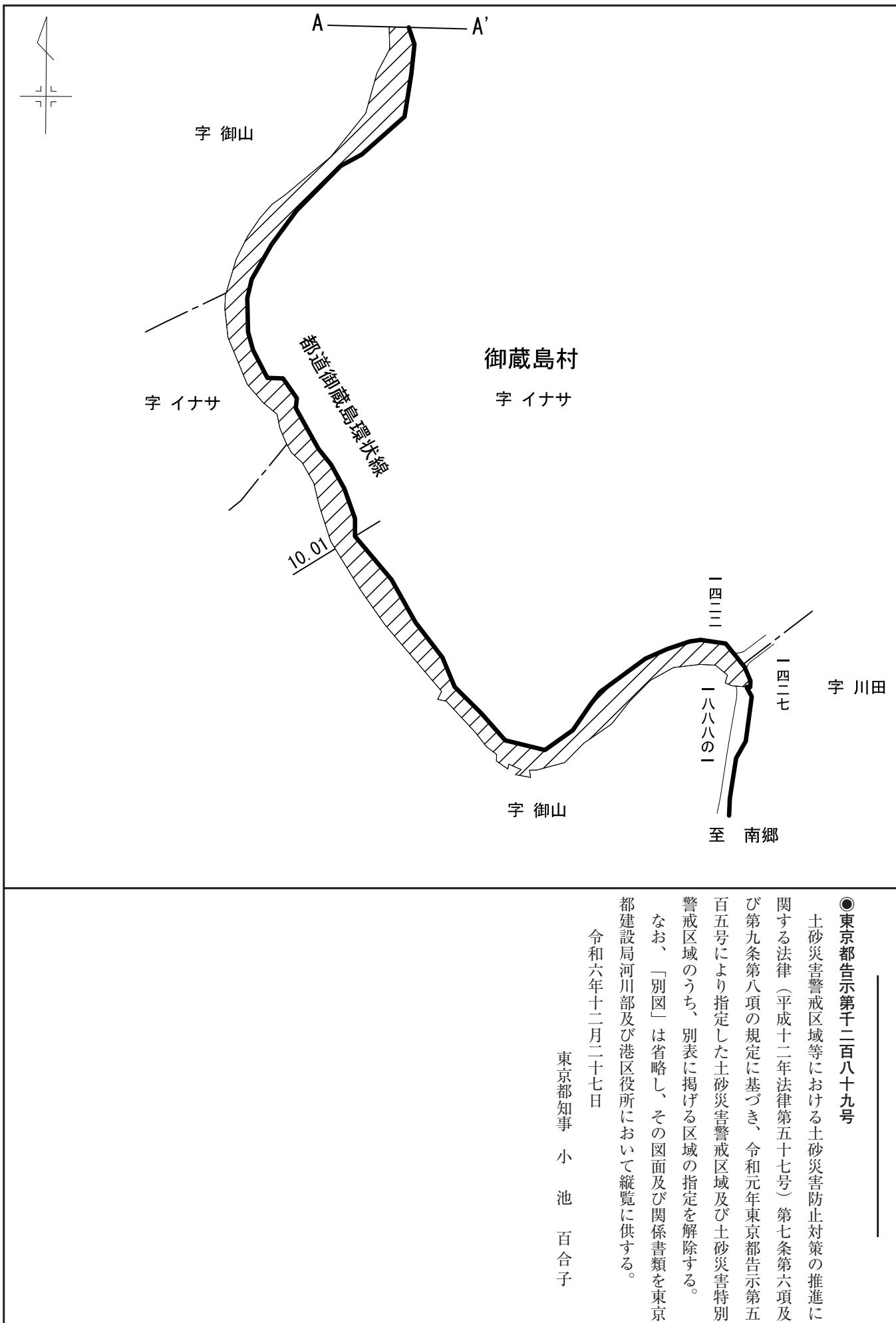
一路線名 東京都知事 小池百合子
都道御藏島環状線

二 指定する区間 御藏島御藏村字火の元千三百七十四番地先から同村字川田千四百二十七番地先まで

別図表示のとおり

三 指定の概要





別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	元麻布一丁目	103001-K106	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区	元麻布一丁目	103001-K106	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

◎東京都告示第千二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十年東京都告示第七十八号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び荒川区役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
荒川区	西日暮里四丁目	118001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
荒川区	西日暮里四丁目	118001-K001	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第千二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、令和元年東京都告示第四百五号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	桜ヶ丘二丁目 関戸六丁目 貝取	224003-K159	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	桜ヶ丘二丁目 関戸六丁目 貝取	224003-K159	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第千二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項及び第九条第八項の規定に基づき、平成三十一年東京都告示第三百六十七号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のうち、別表に掲げる区域の指定を解除する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稲城市役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稻城市	大丸	225001-K008	急傾斜地の崩壊 別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稻城市	大丸	225001-K008	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第千二百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び港区役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
港区	元麻布一丁目	103001-K106	急傾斜地の崩壊 別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
港区	元麻布一丁目	103001-K106	急傾斜地の崩壊 別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第千二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び北区役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
北区	赤羽北二丁目	117001-K100	急傾斜地の崩壊	別図のとおり
	赤羽北三丁目	117001-K101		

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
北区	赤羽台二丁目	117001-K101	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第千二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び多摩市役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
多摩市	桜ヶ丘二丁目 関戸六丁目 貝取	224003-K159	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
多摩市	桜ヶ丘二丁目 関戸六丁目 貝取	224003-K159	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

● 東京都告示第千二百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部、東京都南多摩東部建設事務所及び稻城市役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

1 土砂災害警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
稻城市	大丸	225001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり

2 土砂災害特別警戒区域

区域の所在地		区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
稻城市	大丸	225001-K008	急傾斜地の崩壊	別図のとおり	別図のとおり

◎ 東京都告示第千二百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定に基づき、別表のとおり土砂災害警戒区域を指定する。なお、「別図」は省略し、その図面及び関係書類を東京都建設局河川部及び荒川区役所において縦覧に供する。

令和六年十二月二十七日

東京都知事 小池百合子

別表

土砂災害警戒区域

区域の所在地	区域の番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
荒川区	西日暮里四丁目	118001-K001	急傾斜地の崩壊 別図のとおり

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
○三(五三三二)一一一二(代) 都
郵便番号 163-8001

定価
一本号
(郵送料を含む。) 五〇円
六、六〇〇円 円

印刷所
電話 東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
○三(五二七六)〇八一一(代) 鈴印刷株式会社

郵便番号 101-0051